

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は印）			
大阪市西区新町2-15-27		サンキン株式会社 取締役事業部長 水口 純 電話 0773 - 27 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	冷間引抜鋼管の製造				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成19年4月～平成22年3月				
基本方針	エネルギーの削減、廃棄物排出量の削減、ゼロエミッションの推進、環境マネジメントシステムの活用				
推進体制	トップダウンにより地球温暖化対策の実施計画を策定し、実施し、例月の進捗管理システムを構築する				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	19～22	製造で主要設備	直流モーターをベクトルモーターに更新しインバーター制御により電気使用量を3%削減する		
	19	1部の設備	従来2台稼動していた設備を高効率の設備に更新し1台で稼働し電量使用量を5%削減する		
	19	工場棟明り取り	天井明り取りの更新により日中の照明設備電気の使用量を2%削減		
	19～22	光輝焼鈍炉	燃焼温度の上げ下げ回数を低減し電力・ガスの使用量を10%削減		
19～22	出荷・搬入	アイドリングストップの推進・励行			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （21）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	4,026 t	3,885 t	-3.5 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	4,026 t	3,885 t	-3.5 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 4,026 t	(*)-(*)3 3885 t	-3.5 %		
特記事項	1. 2000年以降本格的にエネルギーの削減に取り組み始め始めガス量削減では各加温槽など保温システムドレンも再利用し熱損失を防ぎ初年度44,475m <sup>3</sup> /年削減できた。近年では熱処理品の工程を無くしたり又無駄な温度調整を頻繁に行わなくても済むよう改善をはかり原単位で削減を実施した。 電力に関しては、主にモーター類のインバータ化に力を入れ1.5kw～150kwまでのモーターに使用し電力の削減に取り組んでおります。 2. CO <sub>2</sub> の排出については、2002年に焼却炉を廃止し自社での焼却を行わず処理業者にて処分を行っています。直近では 長田野ガスセンター様より供給していただいているガスの転換（天然ガス）によりCO <sub>2</sub> 排出量が低減されます				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。